

# 1. 子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組について

## 質問要旨

子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 出産した女性の中には、様々な理由から自分で搾乳しなければならない場合があるが、赤ちゃんを連れていない際は授乳室を使い辛いとの声を受け、神奈川県では搾乳マークを作成し商業施設等に掲示している。本府においては、外国人観光客にも対応した授乳室等の掲示も必要と考える中、府内の公的施設や子育て関連施設、商業施設等の授乳室などで安心して搾乳できる環境を整備するため、わかりやすい多言語対応の搾乳マークを導入し、普及していくべきと考えるがどうか。

(2) 妊娠期は女性ホルモンの変動により歯肉炎や歯周病になりやすく、悪化もしやすくなるため、妊婦が近隣の歯科医院で安心して歯科健診や早期の治療を受け、健やかな出産に備えることができるよう、妊婦歯科健診の充実が重要と考えるが、府内10市町村では未実施となっている。京都市では、妊婦歯科健診に加え、令和7年度から新たにパートナー歯科健診の実施を予定するなど取組が広がる中、均衡ある子育て環境の発展のため、府歯科医師会とも連携し妊婦歯科健診を府の事業として行うべきと考えるがどうか。

## 答弁

大河内議員の御質問にお答えいたします。

子育て環境日本一の取組についてでございます。

京都府ではこれまでから、授乳室の設置など、子育てにやさしい取組を実施している施設を「キッズフレンドリー施設」として登録するなど、妊産婦や子育て世帯の外出支援に取り組んでまいりました。

議員御指摘の搾乳できる環境につきましては、産後早期に職場復帰された女性が、職場で母乳がたまり、放置すれば乳腺炎になる場合など、搾乳が必要な方がおられる一方、授乳室でも搾乳できることが十分に周知されていないことが課題だと考えております。

このため、まずは、京都府庁や植物園などの府立施設におきまして、授乳室で搾乳できることを明記いたしますとともに、今後、この取組を広げていくため、授乳室のあるキッズフレンドリー施設に対し、協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

また、搾乳マークにつきましては、現在国において検討されているところであり、その動向を注視いたしますとともに、まずは、外国の方も含め搾乳への理解が広がるよう、きょうと子育てピアサポートセンターのホームページなどを活用し、多言語での周知・啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、妊娠期における歯科健診についてでございます。

妊娠期は、女性ホルモンの分泌量の変化などにより、歯周病などの歯科疾患が発症するリスクが高まります。歯周病は早産や低体重児出産の可能性を高めると言われており、歯科健診を受診いただくことが重要だと考えております。

妊婦に対する歯科健診は、国の指針により市町村の役割とされておりますことから、これまでから、

市町村が参加する保健所ごとの連絡会議などで、全ての市町村で実施されるよう働きかけてまいりました。

しかしながら、妊婦に対する歯科健診事業に取り組んでいる市町村は、令和6年度は16市町村にとどまっており、実施市町村の拡大が課題となっております。

京都府といたしましては、引き続き、歯科医師会などと連携し、未実施の市町村に対しまして、妊婦の歯科疾患予防の重要性を伝えますとともに、他の市町村の実施例を情報提供するなど、事業実施に向け粘り強く働き掛けてまいりたいと考えております。

今後とも、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

---

## 2. 食品ロス削減の更なる推進について

---

### 質問要旨

本府では食品ロスの削減に向けて、令和4年3月に京都府食品ロス削減推進計画を策定し、京都市と協調して食品ロス削減等の取組を実践する飲食店・宿泊施設、食品小売店を「食べ残しゼロ推進店舗」と認定し、統一デザインの店頭掲示ステッカーを配布する取組を行っているが、食品ロス削減の更なる推進に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。（総合政策環境部長）

（1）食べ残しゼロ推進店舗の取組をさらに拡充するため、関係部局や業界団体等が連携し、府内未対象店舗に対し認定条件や申請方法等を周知するとともに、働きかけを強化すべきと考えるがどうか。

（2）認定店舗は本府のホームページに掲載しているが、取組により顕著な成果や功績が認められた場合は表彰を行うとともに、取組内容を広報するなど、認定のメリットを広めていくことが必要と考えるがどうか。

（3）事業系食品ロスの課題の一つである未利用食品を、有効活用し消費するモデル地域を構築する上では、フードシェアリングの促進が重要となるため、食品を必要としている人に届けられるようフードドライブの窓口を広げる必要があると考えるがどうか。また、自治体主導のフードシェアリングサービスの更なる拡充が必要と考えるがどうか。

### 答弁

食べ残しゼロ推進店舗の拡充に向けた取組についてでございます。

食品ロスの削減には、府内の発生量の約半分を占める外食産業や食品小売業における取組が重要であり、京都府食品ロス削減推進計画におきまして、食べ残しゼロ推進店舗の登録率を令和2年度の8%から、令和12年度までに11%、約2,200店舗へ拡大することを目標に掲げまして、その達成に向け取組を進めているところでございます。

議員ご紹介の来店客にPRするためのステッカーの配付、各店舗の取組を府ホームページで紹介す

る取組のほか、府主催イベントでの制度の周知・啓発、チェーン店や業界団体を通じました各店舗への働きかけ、営業許可の申請窓口である保健所での募集案内を行ってまいりましたが、店舗数は約10%と目標数値に届いておりません。

登録店舗のメリットといたしましては、その店舗が環境に配慮していることをPRすることでイメージアップにつながる事、食べ残しや作りすぎた食品の廃棄にかかるコスト削減につながる事、環境意識の高い方がその店舗を選ぶことで集客につながる事といったことが挙げられます。今後、市町村や関係部局、業界団体の協力を得ながら、消費者庁に登録している約100人の食品ロス削減推進サポーターと府職員が一緒となって、そうしたメリットについて、未登録店舗へ直接出向いて呼びかけるなど、働きかけを強化してまいります。

また、登録いただいた店舗の波及効果の高い先進的な取組を表彰することで、その功績が広く周知され、他の店舗の登録へのインセンティブにもつながるものと考えております。

次に、フードドライブの拡充についてでございます。

フードドライブは、家庭で使いきれず余った食品などを集め、フードバンク団体などを通じて、子ども食堂など必要とする方へ寄付する取組であり、食品ロスの削減だけでなく、地域のあたたかい活動にもつながるものと考えております。

このため、毎年10月の食品ロス削減月間に合わせまして、京都府自らがフードドライブを実施し、福祉施設などに寄付しており、また、府内市町村や関係団体・企業にも広く実施を呼びかけているところです。

さらに、今年度は、府内で実施されているフードドライブの情報を集約し、府ホームページで府民に周知する取組を開始し、12団体116箇所の受付窓口を案内したところでございます。

窓口を増やす取組といたしましては、府民に身近で、気軽に立ち寄れるスーパーやコンビニ等へ広く協力を呼びかけ、フードドライブ活動や実施窓口の拡大を進めてまいります。

次に、自治体主導のフードシェアリングサービスの拡充についてでございます。

フードシェアリングは、主に店舗で余った商品を消費者ニーズとマッチングして売り切る仕組みであり、食品ロス削減に向けた非常に有効な取組でございます。

特に、自治体が主導するフードシェアリングサービスにつきましては、自治体が運営するため利用者の信頼が得やすいこと、導入や運営費用は自治体負担であり、ユーザーと店舗の双方が手数料無料で利用できること、地域に根差したサービスであり、コミュニティの活性化にもつながることなどのメリットがあり、一部の試行的な運用事例も含めまして、現在、全国で31市区町村が導入しております。

一方、登録店舗や利用者が想定より少なく、費用負担に見合う効果が見込めなかったという事例もお聞きしており、そうした不安の払拭に向けまして、京都府といたしましては、全国から情報を集め、研修会や会議などを通じて、成功事例の紹介や助言等を行い、市町村によるフードシェアリングサービスの導入検討を支援してまいります。

---

### 3. 交番相談員の「いたわりテレホン活動」と特殊詐欺の予兆電話対策について

---

#### 質問要旨

府警の交番相談員は、地理案内や拾得物・遺失届の受理、事故発生時の警察官への通報等に加え、一人暮らしの高齢者の自宅などに電話をかけ、犯罪や事故等の情報提供を行う「いたわりテレホン活動」に取り組んでいるが、一方で警察官を名乗る特殊詐欺の予兆電話も増加している中、交番相

談員による「いたわりテレホン活動」と特殊詐欺の予兆電話対策に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。  
(警察本部長)

(1) いたわりテレホン活動は、防犯推進委員や民生委員などの地域の人と連携を図りながら高齢者と関わるなど、特殊詐欺犯罪に巻き込まれないための丁寧な防犯指導につながる取組が必要と考えるがどうか。

(2) 特殊詐欺被害が増加する中、予兆電話への対策強化の取組状況はどうか。

## 答弁

大河内議員の御質問にお答えいたします。

交番相談員の「いたわりテレホン」についてでございます。

交番相談員が、一人暮らしの高齢者の自宅などに電話をかけ、身近な犯罪等について、防犯指導や情報提供を行う「いたわりテレホン活動」は、実際にいたわりテレホンによる防犯指導を受けた高齢者から、「怪しい電話がかかってきたが、おかしいと思いきうちに電話を切った。」などのご連絡が、令和6年中は100件以上寄せられており、一定の効果があると認識しております。

一方で、議員ご指摘のとおり、昨今は警察官を騙る手口の特殊詐欺が増加しており、電話の相手が本物の警察なのか、詐欺電話なのかを見極めることが困難な面があることなどから、特殊詐欺被害を防止するための高齢者への丁寧な防犯指導や情報発信のあり方については、引き続き検討を進めてまいります。

次に、特殊詐欺の予兆電話への対策強化についてです。

まず、令和6年中の府内における特殊詐欺の被害については、認知件数は201件、被害額は約11億5,000万円であり、被害額が前年より約4億9,000万円の増加となるなど、深刻な情勢となっております。

また、被害には至らなかったものの、特殊詐欺のだましの電話そのもの、あるいは特殊詐欺が疑われる電話である予兆電話については、議員ご指摘のとおり、前年より2,427件多い5,137件を把握しております。

府警察では、特殊詐欺の犯人にだまされないようにする対策といたしまして、

○ テレビ等を通じた情報発信や「防犯・犯罪情報メール」の登録者の方々に最新の被害や予兆電話の入電に関する状況を発信するなど、いわゆるプッシュ型の被害防止活動

さらに

○ 特殊詐欺や悪質商法などの被害に遭いやすい高齢者への支援を目的に地方自治体が設置した消費者安全確保地域協議会に参画し、同協議会の構成員である民生児童委員や老人クラブなどの

地域住民の団体や社会福祉協議会等と連携した、高齢者への直接の声かけや被害防止に関する情報提供

などに取り組んでいるところであります。

また、特殊詐欺の被害を防止するためには「予兆電話に出ないようにすること」が極めて重要であると考えております。

そこで、最近の予兆電話を分析すると、

○ 発信元が判明した予兆電話の約7割が国際電話の番号である

また

○ 約7割が固定電話にかかっている

という傾向があることから、予兆電話に出ないようにするための対策として、

○ 国際電話番号や電話番号を通知しない非通知の電話があっても電話機が鳴らないようにすることができるサービスの申込支援

○ 留守番電話の設定、相手の電話番号がわかるナンバーディスプレイサービス契約の促進

○ 自治体等と連携した防犯機能付き電話機の導入支援や各警察署からの通話録音装置の貸出

などに取り組んでいるところです。

今後とも、府民を特殊詐欺の被害から守るため、組織を挙げて、予兆電話対策を強化してまいります。